

長野県議会基本条例

平成21年10月2日可決
平成21年10月15日公布 条例第43号
平成21年10月15日施行
平成25年3月1日改正 条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 議会の監視機能の強化（第6条—第9条）
- 第3章 議会の政策の立案及び提言（第10条・第11条）
- 第4章 議会の運営（第12条）
- 第5章 県民と議会との関係（第13条—第15条）
- 第6章 議会改革（第16条—第18条）
- 第7章 議員の政治倫理（第19条）
- 第8章 議会事務局（第20条）

附則

平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行により、機関委任事務が廃止されるなど地方分権に向けた取組が一步前進し、さらに、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき、第二期地方分権改革が進められている中、住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の一翼を担う存在として、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性はますます増大している。

本県議会は、これまで、政策に関する条例の制定、調査権及び検査権の行使、意見書及び決議による政策の提言等その持てる権能を活用し、活発な議会活動を行うとともに、政務調査費の使途の透明性の確保をはじめとする様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、真の地方自治の実現に向け、今後も、知事その他の執行機関とは緊張ある関係を保ち、知事その他の執行機関の事務の執行に対する監視機能を発揮し、政策の立案及び提言に積極的に取り組むとともに、合議制の機関として適切な運営を行うこと及び県民の意見を県政に反映させることにより、地方分権の時代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。

ここに、本県議会は、たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長野県議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針、長野県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行に対する監視機能の強化を図り、これを発揮すること。
- (2) 政策の立案及び提言に関する能力の向上を図り、これらに積極的に取り組むこと。
- (3) 議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと。
- (4) 県民の意見を的確に把握し、県政に反映させること。

(議員の責務)

第4条 議員は、県民の代表として、県民及び県全体の利益を考え、県民の負託にこたえる責務を有する。

(議員活動の原則)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 資質の向上を図るため、研さんに努めること。
- (2) 県政に関する課題及び県民の意見を把握すること。
- (3) 議員活動について県民に説明すること。

第2章 議会の監視機能の強化

(監視及び評価)

第6条 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかどうかを監視するものとする。

2 議会は、決算の認定に係る議案の審議等を通じて、知事等の事務の執行の効果及び成果について、評価するものとする。

(県政に関する調査等の権限等)

第7条 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に発揮するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事

務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。

(議案の審議等)

第8条 議会は、知事から提出された議案を審議するに当たっては、その議案について論点を明らかにするものとする。

2 知事等は、知事が提出した議案における長野県基本計画の議決等に関する条例(平成17年長野県条例第50号)第2条に規定する基本計画に関する政策及び施策について、その必要性、当該基本計画における位置付け、財源措置等を議会に説明するよう努めなければならない。

(議会の決議等の尊重等)

第9条 知事等は、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するよう努めるものとする。

2 知事は、議会活動に関する予算の調製に当たっては、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めるものとする。

第3章 議会の政策の立案及び提言

(政策の立案及び提言)

第10条 議会は、議員、常任委員会又は特別委員会の提案による政策に関する条例の制定、知事等の事務の執行に係る決議等を通じて、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

2 会派は、政策の立案及び提言に関し、会派相互間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(研修、調査研究等)

第11条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力の向上を図るため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 議員が研修に参加する機会の確保
- (2) 図書室の充実強化
- (3) 市町村議会との交流及び連携

第4章 議会の運営

(議会の運営)

第12条 議会は、県民に開かれた運営を行うとともに、合議制の機関として適切な運営を行わなければならない。

2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

第5章 県民と議会との関係

(県民の意見の把握)

第13条 議会は、県民の意見を的確に把握し、県政に反映させるため、公聴会、参考人制度等の積極的な活用に努めなければならない。

2 議会は、請願、陳情等を、政策に関する提案ととらえ、誠実に処理するものとする。

(委員会等の公開)

第14条 議会は、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開する。

(広報及び広聴の充実)

第15条 議会は、多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第16条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(議会改革推進会議)

第17条 議会は、議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議会改革推進会議を設けるものとする。

(政務活動費)

第18条 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定めるところによる。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、県民の負託により県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識するとともに、公正、誠実及び清廉を基本として常に品位を保持するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第8章 議会事務局

(議会事務局)

第20条 議会は、政策の立案及び提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 議会は、県民の意見、議会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則 (平成25年3月1日条例第1号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)